

中国産輸入稲わらの輸入一時停止の経緯

時 期 (年月日)	事 項	内 容
S 50年 (1975) ～ H 9 年 (1996)	稲わら輸入 の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和50年度は、約7千トンの輸入。 ・ 昭和55年度には48千トン（韓国3千トン、北朝鮮0.1千トン、台湾45千トン）と増加。 ・ 平成8年度には229千トン（韓国3千トン、北朝鮮127千トン、台湾99千トン）、9年度には268千トン（北朝鮮266千トン、韓国2千トン）と大きく拡大。
H 9 年 3.19	台湾で口蹄 疫発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月19日台湾で豚の口蹄疫が発生。動物検疫所において、台湾からの輸入稲わらについて日本到着時に輸入検査とホルマリン消毒を実施。（平成9年度は台湾からの輸入実績0）
H 10年 6月		国産粗飼料増産緊急対策事業を創設し、粗飼料を生産・供給する量に応じた助成を開始（初年度15円/kg、2・3年度10円/kg）
H 10年 7.	台湾産稲わ らの輸入時 消毒免除の 条件を設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台湾からの輸入稲わらについて一定の加熱処理条件を満たすものについては輸入時消毒を免除。（平成10年度は韓国23千トン、北朝鮮149千トン、台湾45千トン）
H 11年 7.30	中国からの 稲わら輸入 開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国に産しない稲の有害動植物に対する消毒方法が確立されたことから、中国で当該処理を行うことを条件に稲わらの輸入開始。（平成11年度は韓国51千トン、北朝鮮54千トン、台湾82千トン、中国68千トン）
H 12年 3.25	我が国口蹄 疫が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ わが国で、92年ぶりに口蹄疫が発生
H 12年 3.27 3.30	台湾及び非 清浄地域か らの輸入稲 わらの検疫 強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口蹄疫の侵入防止に万全を期すため、27日に措置された台湾産に加え、30日以降、口蹄疫の非清浄地域からの輸入稲わらについて、家畜伝染病予防法に基づき到着時のホルマリン消毒等による防疫措置を義務化。（平成12年度以降は中国からの輸入のみ。台湾、韓国、北朝鮮からの輸入実績0）
H 12年 4月		口蹄疫の発生に関連して、輸入稲わら等の検疫が強化されたことに伴い、緊急に国産稲わらの飼料利用を拡大するため、国産稲わら確保促進型を創設。 一般タイプ 3年以上の生産供給契約 初年度 15円/kg、2・3年度 10円/kg 特別タイプ 5年以上の生産供給契約かつ年間契約数量500トン以上 初年度 30円/kg、2・3年度 20円/kg、4・5年度 15円/kg
H 12年 10月		飼料用稲わらの完全自給に向けて、国産稲わらの収集・供給のテンポを加速するため、特別タイプの要件基準を500トンから50トンへ引き下げ。
H 12年 12.30	非清浄地域 からの輸入 を禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、口蹄疫の非清浄地域から穀類のわら及び飼料用の乾草の輸入を禁止。
H 13年 4月		飼料用稲わらの完全自給に向けて、国産稲わらの収集・供給のテンポを加速するため、特別タイプとして、3年間30円/kgの助成を行うタイプを設定。
H 13年 4.6	中国からの 輸入を再開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法に基づき、一定の条件（いねわら等の温度80℃以上で、10分間以上蒸気消毒）を満たすものについて輸入を再開。（中国については、平成13年2月に家畜衛生条件を取り決めるとともに、消毒処理施設の調査結果を踏まえ、4月6日に19施設を農林水産大臣が定める施設として公示）

H14年 4.5	中国からの 輸入停止	<ul style="list-style-type: none"> 中国からの輸入稲わらから生きたニカメイガの幼虫が発見されたことにより、消毒処理条件が満たされていないとして輸入を停止。
H15年 1.30	中国からの 輸入を再開	<ul style="list-style-type: none"> 中国から日本に輸出される稲わらについて、家畜衛生条件・植物検疫実施細則が改正され、これに基づく日本向け消毒処理施設の改善についての再審査が完了し、中国産稲わらの輸入を再開。
H17年 4.16		<ul style="list-style-type: none"> O I E（国際獣疫事務所）が、中国から山東省及び江蘇省で口蹄疫の発生報告があった旨を発表。（5月27日中国政府から大使館を通じ、北京市、新疆ウイグル自治区でも口蹄疫の発生があった旨を報告）
5.20	中国の一部 施設からの 輸入停止	<ul style="list-style-type: none"> 中国からの輸入稲わらから再び生きたニカメイガの幼虫が発見されたことから、消毒処理条件が満たされていないとして該当処理施設からの輸入を停止。
5.27	中国からの 輸入停止	<ul style="list-style-type: none"> 我が国への口蹄疫の侵入に万全を期すため、中国からの稲わら輸入の一時停止を措置、中国政府に通知。